

年に一度の申告時期が来ました

申告を早めにお済ませスツキソソ

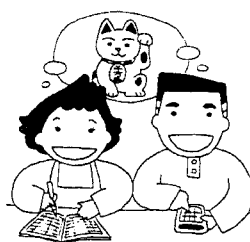
市民税・県民税の申告は二月十七日～三月十六日までです。

申告は、市民税の課税証明などの基礎となる大切なことです。

忘れずに正しい申告をしてください。

市税務課では各地区ごとに「申告相談会」を開き、申告書の記載などについて相談や申告を受け付けます。

なお、申告書の提出は三月十六日までです。



申告をしていただく人

平成三年中に所得があつて、平成四年一月一日現在、都留市に住民登録のある人、または実際に都留市内に居住している人で、次に該当する方

- 1 事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得、雑所得等のある人
- 2 給与のほか所得のある人や、給与を二ヵ所以上から受けている人
- 3 給与所得のみの人で次に該当する人
 - ① 勤務先から給与支払報告書の提出を受けていない人
 - ② 雑損控除・医療費控除を受け

- 4 平成三年中に退職した人
- 5 その他所得のある人で、所得税の確定申告をする必要のない人
- 6 都留市に住所がなくても、市内に家屋敷、店舗、事務所、事業所を有する人

申告のときにお持ちいただくもの

- 1 印鑑・ハガキ(相談日を通じたハガキ)
- 2 平成三年中(一月一日から十二月三十一日まで)の所得がわかるもの。
 - ① 給与所得者は給与支払報告書(すでに事業主が市へ提出して

申告相談日程表

(時間：午前9時30分～午後4時)

地区	会場	期日	対象地区
盛里	盛里公民館 与繩宮農指導センター	2月17日(月) 2月18日(火)	馬場・神門・久保・曾雄・大平 日影・日向・上手
宝	宝公民館 宝公民館	2月18日(火) 2月19日(水)	厚原・平栗・加畑 上大幡・高畑
禾生	田野倉公民館 市役所大会議室	2月20日(木) 2月21日(金)	金井・中津森・下大幡 田野倉
禾生	小形山集会所 四日市場公民館	2月24日(月) 2月25日(火)	小形山・大原 四日市場・月見ヶ丘
禾生	都留市農協禾生支所 鹿留公民館	2月26日(水) 2月27日(木)	古川渡・井倉・川茂 古渡・沖・宮下
東桂	上夏狩公民館 十日市場自治会館	2月28日(金) 3月2日(月)	上夏狩・下夏狩 十日市場
東桂	境公民館 農村環境改善センター	3月2日(月) 3月3日(火)	境 桂町・蒼竜峡
三吉	玉川公民館 市役所税務課	3月4日(水) 3月5日(木)	三吉地区全域 田原一丁目～四丁目・上谷一丁目～三丁目
田原・上谷	市役所税務課 市役所附属小学校	3月6日(金) 3月9日(月)	上谷四丁目～六丁目・川棚・上谷 開地地区全域
開地	市役所税務課 市役所税務課	3月10日(火) 3月11日(水)	中央一丁目～四丁目・つる一丁目～二丁目 つる三丁目～五丁目・下谷一丁目～四丁目
下谷・羽根子	市役所税務課	3月12日(木) 3月13日(金)	下谷一丁目～四丁目・羽根子・下谷
市内全地区	市役所税務課	3月16日(月)	地区の指定日に相談を受けなかった方

② 営業所得者、不動産所得者等は、収支のわかる帳簿等、農業所得者の場合は実際に耕作した田・畑の作付面積。

(収入金課税方式で所得金額

③ 生命保険料・個人年金保険料の支払証明書

④ 医療費の領収書、保険などで補てんされた額を証する書類

⑤ 学生は、学生証か在学証明書

① いる人は除く)または事業主の証明書(日数・日給・年間所得額)

を計算する種目は養蚕・果樹・しいたけ・畜産等ですが、これらは収支明細が必要です。)



お願い

納税組合において、組合長がかわたり、組合員の加入や脱退があつた場合は、すみやかに市税務課に届け出をしてください。

